

記者発表資料
令和6年3月13日（水）
小田原市 企画部 阿部 職員課 美濃島
電話：0465-33-1407（1240）
小田原市 環境部 鈴木
電話：0465-34-7325

報道機関 各位

職員の処分について

1 処分について

環境部環境事業センター 主査 石黒 直孝（いしぐろ なおよし：49歳）（男性）は、平成31年2月から令和2年3月までの間、環境事業センターのごみ焼却炉で使用する薬剤の単価契約を締結している契約業者の社員と結託して、当該契約業者から納入される薬剤に関する発注業務を悪用して、これらの薬剤の実際の納入量より水増しした請求分を含む金額を記載した請求書を作成し、複数回にわたり小田原市から当該契約業者の口座に対し薬剤の代金として水増し請求分を含む金額を振り込ませ、水増し請求分に当たる合計441万3140円を詐取しました。

このことにより、以下のとおり、処分したものです。

今後、管理監督責任を含め、事件の全容解明に努めます。

2 処分年月日

令和6年3月13日（水）

3 処分内容

免職

4 根拠法規

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

地方公務員法第33条

（次ページ参照）

※地方公務員法第 29 条（抄）

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

※地方公務員法第 33 条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。